

## V その他の改正

### 1 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の創設

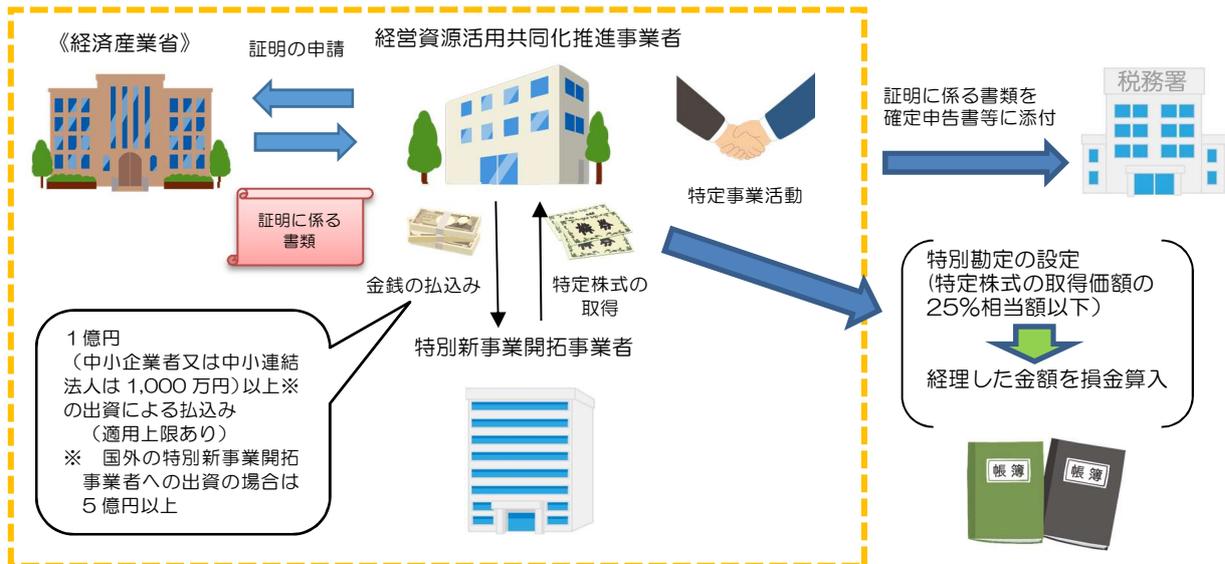
#### 〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で共同化調査省令第2条第1項に規定する経営資源活用共同化推進事業者であるものが、指定期間内に特定株式を取得し、かつ、その特定株式をその取得した日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額（1件当たりの出資上限100億円）の25%相当額以下の金額を特別勘定として経理したときは、その事業年度の所得基準額を上限に、その経理した金額に相当する金額を損金の額に算入することができる制度が創設されました（措法66の13①、措規22の13①）。

特別勘定の金額は、一定の取崩し事由に該当することとなった場合には、その取崩し事由に該当することとなった日を含む事業年度において、その事由に応じた金額が取り崩され、益金の額に算入されます（措法66の13⑤～⑪）。

なお、共同化継続証明書にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、その後の事業年度に取崩し事由に該当する事由が発生した場合でも益金の額に算入されません（措法66の13⑫、措令39の24の2①、措規22の13⑨）。

#### 《イメージ図A》



の手続については、経済産業省経済産業政策局産業創造課

([https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/open\\_innovation/open\\_innovation\\_zei.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html)) (令和2年6月3日現在) までお問い合わせください。

#### (1) 適用対象法人

本制度の対象法人は、青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者（注1）と共同して特定事業活動（注2）を行う一定の法人（注3）です（措法66の13①）。

（注1） 新事業開拓事業者とは、新商品の開発等の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要な事業者をいいます（産業競争力強化法2⑤）。

（注2） 特定事業活動とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいいます（産業競争力強化法2⑥）。

(注3) 一定の法人とは、経営資源活用共同化推進事業者をいい、経営資源活用共同化推進事業者とは、特定事業活動を行う株式会社その他これに類する者として経済産業大臣が告示で定める者をいいます(措規22の13①、共同化調査省令2①)。

## (2) 特定株式の取得と保有

指定期間(注1)内の日を含む各事業年度(注2)の指定期間内において特定株式を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合に、本制度の適用ができます(措法66の13①)。

(注1) 本制度における指定期間とは、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいいます(措法66の13①)。

(注2) 適用対象となる事業年度からは、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併(適格合併を除きます。)の日の前日を含む事業年度を除くこととされています(措法66の13①)。

## (3) 特定株式

本制度の対象となる特定株式とは、特別新事業開拓事業者(注1)の株式のうち、次の要件を全て満たす一定のものをいい、具体的には、経済産業大臣の証明に係る書類(注2)に記載された特別新事業開拓事業者の株式をいいます(措法66の13①、措令39の24の2①、措規22の13③)。

イ 株式が資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること

ロ 株式の保有が取得の日から5年を超える期間継続する見込みであること

ハ 株式の取得が対象法人及び特別新事業開拓事業者の特定事業活動に特に有効なものとなると認められるものであること

(注1) 特別新事業開拓事業者とは、新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行う株式会社(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満等の要件を満たすものに限り)又はこれに類する外国法人をいいます(措法66の13①、措規22の13②、共同化調査省令2②、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則2二)。

(注2) 経済産業大臣の証明に係る書類とは、下記(6)の添付書類と同じものをいい、確定申告書等にその書類の添付がある場合に限り本制度の適用があります(措規22の13③⑩)。

(参考) 特定株式の取得に当たっては、対象法人が行う払込みの下限額が次の特別新事業開拓事業者の区分に応じそれぞれ次のとおり定められています(共同化調査省令3①一)。

イ 内国法人である特別新事業開拓事業者 1億円(対象法人が措法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者又は措法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人に該当する者である場合には1千万円)

ロ 外国法人である特別新事業開拓事業者 5億円

## (4) 特別勘定の経理及び損金算入限度額

本制度による損金算入限度額は、特定株式の取得価額(1件当たりの出資上限100億円)の25%相当額(注1)以下の金額をその特定株式の取得の日を含む事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法(その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。)により経理した場合における、その経理した金額に相当する金額です。

ただし、その経理した金額に相当する金額が所得基準額(1事業年度当たりの上限125億円)(注2)を超える場合には、その所得基準額が限度となります(措法66の13①)。

(注1) 特定株式の取得の日を含む事業年度において特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうちその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に、その減額に係る特定株式の取得価額を乗じてこれをその特定株式の取得価額で除して計算した金額を控除することとされています(措法66の13①、措令39の24の2②)。

(注2) 所得基準額とは、本制度(措法第66条の13第1項及び第5項から第11項まで)の規定を適用せず、かつ、特定株式の取得の日を含む事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合のその事業年度の所得の金額から、翌事業年度以降に繰り越される欠損金額がある場合のその欠損金額を差し引いた金額をいいます(措法66の13①、措令39の24の2③)。

《イメージ図B》 特別勘定の設定と損金算入



- (※1) 1件当たり100億円が上限
- (※2) 特別勘定を設ける方法（剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）により経理したもの
- (※3) 所得金額に一定の調整をしたもの（(4)（注2）参照）
- (※4) 1事業年度当たり125億円が上限

【翌期以後】

- ・ 一定の事由に該当する場合、特別勘定を取崩し、益金算入
- ・ 取得日から5年経過した特定株式として共同化継続証明書に記載された場合、その特定株式に係る特別勘定については、一定の事由が発生してもその取崩しによる益金算入不要

また、特別勘定の金額は、次表の取崩し事由に該当することとなった場合には、その取崩し事由に該当することとなった日を含む事業年度において、その事由に応じた金額を取り崩して、益金の額に算入します（措法66の13⑤～⑪）。

《特別勘定の全部又は一部の取崩しを行う場合》

	取崩し事由	取崩し金額	根拠条文
1	適格合併等により特別勘定の引継ぎを受けた合併法人等が適格合併等の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でない場合	適格合併等の日を含む事業年度終了の日における特別勘定の金額	措法66の13⑤
2	特別勘定を設けている法人（以下「設定法人」といいます。）が青色申告の承認を取り消され、又は青色申告の取りやめの届出書を提出した場合	青色申告の承認の取消しの基因となった事実のあった日又は青色申告の取りやめの届出書を提出した日における特別勘定の金額	措法66の13⑥
3	設定法人の事業年度（以下「単体事業年度」といいます。）が連結事業年度に該当せず、かつ、単体事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当し、単体事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できない場合	単体事業年度終了の日における特別勘定の金額	措法66の13⑦
4	設定法人が連結納税の開始又は連結納税への加入に伴い資産の評価を行う法人に該当する場合	連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の終了時の特別勘定の金額	措法66の13⑧
5	設定法人が自己を子法人とする非適格株式交換等を行った場合	非適格株式交換等の直前の時の特別勘定の金額	措法66の13⑨
6	設定法人の各事業年度について、特定株式を発行した法人（以下「発行法人」といいます。）と共同して特定事業活動が行われていることについて経済産業大臣の証明がされない場合	証明がされないこととなった事業年度のその特定株式に係る特別勘定の金額	措法66の13⑩ 措規22の13⑩
7	設定法人が特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合	特定株式を有しないこととなった日における特別勘定の金額のうち、その有しなくなった株式に応じた一定の金額	措法66の13⑪一
8	非適格合併により合併法人に特定株式を移転した場合	合併直前におけるその特定株式に係る特別勘定の金額	措法66の13⑪二

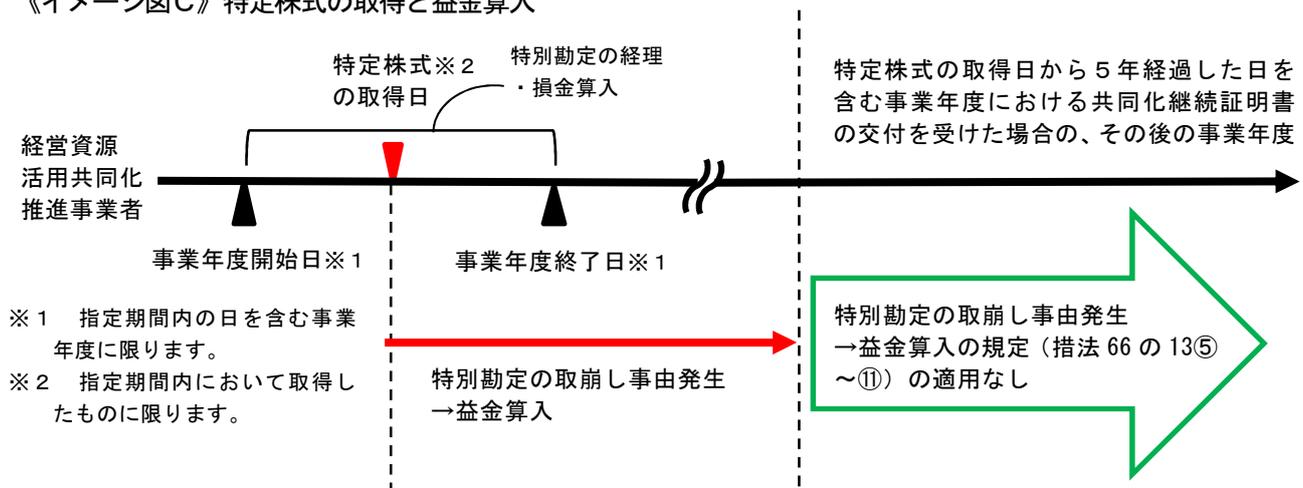
9	特定株式のうち組合財産であるものに係る投資事業有限責任組合契約等に基づく設定法人の出資額割合に変更があった場合	変更があった日におけるその特定株式に係る特別勘定の金額	措法 66 の 13⑩三
10	発行法人が解散した場合（設定法人を合併法人とする吸収合併により解散した場合を除きます。）	解散の日におけるその特定株式に係る特別勘定の金額	措法 66 の 13⑩四
11	設定法人が剰余金の配当を受けた場合	配当を受けた日における特別勘定の金額のうち、配当の額のうち以下の金額の 25%相当額 イ 剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係る金額 ロ 剰余金の配当を受けたことにより益金の額に算入すべき金額の基礎となる金額として証明がされた金額	措法 66 の 13⑩五 措令 39 の 24 の 2 ⑨
12	特定株式の帳簿価額を減額した場合	減額した日における特別勘定の金額のうち、減額した金額のうち損金算入額に係るものとして計算した一定の金額	措法 66 の 13⑩六
13	設定法人が解散（合併による解散を除きます。）した場合	解散の日における特別勘定の金額	措法 66 の 13⑩七
14	特別勘定の金額を任意に取り崩した場合	取り崩した日における特別勘定の金額のうち、任意に取り崩した金額	措法 66 の 13⑩八

ただし、共同化継続証明書（注）にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、その後の事業年度に上記の取崩し事由に該当する事由が発生した場合でも益金の額に算入されません（措法 66 の 13⑩、措令 39 の 24 の 2 ⑩、措規 22 の 13⑨）。

（注） 共同化継続証明書は、共同化調査省令第 4 条第 2 項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類をいいます（措規 22 の 13⑦）。

なお、取得の日から5年を経過した特定株式であっても、経済産業大臣の証明を受けられなければ、上記の取崩し事由に該当する事由が発生した場合にはその特定株式に係る特別勘定の金額については益金の額に算入されます。

### 《イメージ図C》 特定株式の取得と益金算入



#### (5) 適格合併又は適格分割等を行った場合の特別勘定の金額の引継ぎ

本制度の対象法人が、適格合併又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）を行った場合には、特別勘定の金額のうち一定の金額がその適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継がれます（措法 66 の 13②）。

この場合、合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が設けている特別勘定の金額とみなされます（措法 66 の 13④）。

なお、適格分割等を行った場合には、その対象法人がその適格分割等の日以後 2 月以内に分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額等を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用されます（措法 66 の 13③）。

また、上記(4)の共同化継続証明書にその取得の日から 5 年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、適用されません（措法 66 の 13⑫）。

#### (6) 別表等の添付

本制度は、確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載のほか、次に掲げる明細書及び書類の添付がある場合に限り適用されます（措法 66 の 13⑬、措規 22 の 13⑩）。

イ 損金の額に算入される金額の計算に関する明細書（別表十(六)）

ロ 共同化調査省令第 4 条第 1 項の規定による経済産業大臣の証明（注）に係る書類

（注） この経済産業大臣の証明は、次の事項の実施の状況について、経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、その告示で定めるところによるものとされています（共同化調査省令 3 ①一～三、4 ①）。

イ 特別新事業開拓事業者から資本金の額の増加に伴う払込みにより取得した特定株式の額が上記(3)（参考）の払込みの下限額以上である場合における、特定株式をその取得の日から 5 年以上継続して保有しようとする事業活動（特定株式の取得が純投資目的に該当するものに該当する場合を除きます。）

ロ イの特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行う特定事業活動

ハ イの特別新事業開拓事業者に対して行う協力であってロの特定事業活動に係るもの

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 98）。

#### 〔適用時期〕

令和 2 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

## 2 その他

○ その他、法人税等に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 利益積立金額 (法令9①一ワ、9の2①一ワ、改正法令附則1)	○ 内国法人が特定支配関係のある法人から配当等の額を受け る場合における、基準時の直前の株式等の帳簿価額から減算す る金額の特例により減算される金額は、利益積立金額から減算 されることとされました。	令2.4.1から適用さ れます。
(2) 時価評価資産等の範 囲 (法令14の8四、改正 法令附則1)	○ 連結納税の開始又は連結納税への加入に係る時価評価資産 等の範囲に、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として 出資をした場合の課税の特例の特別勘定の金額が加えられまし た。	同 上
(3) 資産の評価損の損金 不算入等 (法令68①二、 改正法令附則2)	○ 有価証券に係る評価損の計上事由のうち、時価の著しい低下 を評価損の計上事由とする有価証券の範囲について、以下の有 価証券のうち売買目的有価証券に該当しないものとされまし た。 イ 市場有価証券 ロ 株式又は出資を除く有価証券のうち市場有価証券以外の もの	令2.4.1以後に終了 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に終了した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用 されます。 なお、令2.4.1以後 に終了する事業年度 (令3.3.31以前に開 始するものに限りま す。)においては、その 有する株式又は出資を 除く有価証券のうち市 場有価証券以外のもの についてその発行人の 資産状態の著しい悪 化による価額の低下を 評価損の計上事由とす ることができることと されています。
(4) 役員給与の損金不算 入 (法令69⑱、改正法令 附則3)	○ 業績連動給与の手續に係る要件のうち、独立職務執行者から 除外される親法人の業務執行者等に該当していた者について、 報酬委員会又は報酬諮問委員会を置く法人の手續終了の日の 属する会計期間開始の日の10年前の日 (改正前：1年前の日) から当該手續終了の日までの期間内のいずれかの時において 親法人の業務執行者等に該当する者とされました。	令2.4.1以後最初に 開始する事業年度の 前事業年度に関する 定時株主総会の日の 翌日等 (以下「最初 定時総会の翌日等」 といいます。)以後に 終了する手續に係る 給与については、従 来どおり適用されま す。
(5) 第二次納税義務に係 る納付税額 (法令78の 2、改正法令1)	○ 損金不算入となる第二次納税義務の規定により納付すべき 国税又は地方税に、国税徴収法の第二次納税義務の規定の例に より納付すべき地方消費税に係る利子税が追加されました。	令2.4.1から適用さ れます。
(6) 貸倒引当金 (法52①、 法令96①一)	○ 貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券に表示されるべき 権利が除外されました。	—
(7) 譲渡制限付株式を対 価とする費用の帰属事 業年度の特例 (法54①、 改正法附則1七、19)	○ 本特例の対象に、法人に対する役務提供の対価として個人に 生ずる債権の給付と引換えに交付される譲渡制限付株式以外 の譲渡制限付株式で、実質的に法人に対する役務提供の対価と 認められるものが追加されました。	会社法の一部を改正す る法律 (令和元年法律 第70号)の施行の日 (令 元.12.11から起算して 1年6月を超えない範

改正事項	改正の内容	適用時期等
		<p>囲内において政令で定める日)以後にその交付に係る決議等をする特定譲渡制限付株式等について適用し、同日前にその交付に係る決議等をした特定譲渡制限付株式等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価金額(法令118の8①一・②、改正法令附則4)</p>	<p>○ 短期売買商品等(市場暗号資産を除きます。)の時価評価金額について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 事業年度終了の日において、公表された最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格のいずれもないものについては、同日前に公表された最終の価格のうちその終了の日に最も近いものを基礎とした合理的な方法により計算した金額とされました。</p> <p>ロ イの合理的な方法によったときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならないこととされました。</p>	<p>令2.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>なお、令2.4.1以後に終了する事業年度(令3.3.31以前に開始するものに限ります。)においては、その有する短期売買商品等(市場暗号資産を除きます。)については、従来の規定により計算した金額を時価とすることができるとされています。</p>
<p>(9) 売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入(法令119の13、改正法令附則6)</p>	<p>○ 売買目的有価証券の時価評価金額について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 市場有価証券(取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券をいいます。)について事業年度終了の日において公表された最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格のいずれもないものについては、同日前に公表された最終の価格のうちその終了の日に最も近いものを基礎とした合理的な方法により計算した金額とされました。</p> <p>ロ イの市場有価証券以外の有価証券(株式又は出資を除きます。)については、その有価証券に類似する銘柄の有価証券について公表された事業年度終了の日における最終の売買の価格又は利率その他の価格に影響を及ぼす指標に基づき合理的な方法により計算した金額とされました。</p> <p>ハ イ及びロの合理的な方法によったときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならないこととされました。</p>	<p>令2.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>なお、令2.4.1以後に終了する事業年度(令3.3.31以前に開始するものに限ります。)においては、その有する有価証券(市場有価証券以外の株式又は出資である有価証券を除きます。)については、従来の規定により計算した金額を時価とすることができるとされています。</p>
<p>(10) デリバティブ取引の範囲等(法規27の7④、改正法規附則2)</p>	<p>○ 未決済デリバティブ取引に係るみなし決済損益額について、その算出につき合理的な方法によった場合は、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎となる事項を記載した書類を保存しなければならないこととされました。</p>	<p>令2.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(11) 特定同族会社の特別税率(法令139の8④、155の23④、155の43⑥、改正法令附則1)</p>	<p>○ 次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 内国法人が特定支配関係のある法人から配当等の額を受ける場合において、その配当等の額と同一事業年度内配当等の額の合計額がその内国法人が有するその特定支配関係のある法人の株式等の帳簿価額の10%を超えるときの、その基準時の直前における帳簿価額から減算される金額が、留保金</p>	<p>令2.4.1から適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法令139の10①、155の25、改正法令附則7①、10①)	<p>額及び留保控除額の計算における所得等の金額から控除されることとされました。</p> <p>ロ 留保金額の計算上控除される道府県民税及び市町村民税の額の計算において、特定同族会社が支出した地方税法に規定する特定寄附金につき道府県民税及び市町村民税から控除される金額がある場合の計算方法について、特定寄附金の額の合計額に乗ずる割合が40%（改正前：20%）とされました。</p>	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
(12) デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入（法令155の3の3、改正法令附則9）	<p>○ 連結法人が個別益金額又は個別損金額を計算する場合において、他の連結法人との間で行われるデリバティブ取引（その連結法人又は他の連結法人のいずれかにおいて為替予約取引等又はヘッジ手段であるデリバティブ取引等に該当するものを除きます。）に係るみなし決済損益額は、ないものとされました。</p>	<p>連結親法人事業年度が令2.4.1以後に開始する連結事業年度分の連結法人税について適用されます。</p>
(13) 公益法人等の範囲  (マンションの建替え等の円滑化に関する法律139①)  (マンションの建替え等の円滑化に関する法律188)	<p>○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。 イ マンション敷地売却事業の対象となるマンションを老朽化したマンション等に拡充した後のマンション敷地売却組合も、引き続き公益法人等とみなされることとされました。</p> <p>ロ 敷地分割組合が公益法人等とみなされることとされました。</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令2.6.3現在審議中）の施行の日から適用されます。</p> <p>同上</p>
(14) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（旧国家戦略特別区域法施行規則11の2二イ(5)・ロ(2)(3)）  (措法61①、68の63の2①)	<p>○ 対象事業から高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の運営に関する事業、国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業及び外国会社、国際機関等に勤務する者の子女等を対象とした外国語による教育に関する事業が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1から適用されます。</p> <p>—</p>
(15) 交際費等の損金不算入（措法61の4①、68の66①、改正法令附則78）  (措法61の4①、68の66①)	<p>○ 接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその事業年度終了の日における資本金の額等が100億円を超える法人が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
(16) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（特定非営利活動促進法施行規則5八、7四）	<p>○ 認定要件について、いわゆるパブリック・サポート・テストの総収入金額及び受入寄附金総額から民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき事業を実施するために交付された助成金の額が除外された後の認定特定非営利活動法人についても、引き続き本特例を適用することとされました。</p>	<p>令2.4.1から適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(17) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用 (旧措法66の13②③④、68の98②③④、旧措令39の24③④、39の122、旧措規22の13、22の76の4、改正法附則91、105、改正措令附則38、48)</p> <p>(措法66の12、68の97)</p>	<p>○ 設備廃棄等欠損金額の特例措置が廃止されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用し、同日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます。</p> <p>なお、青色申告法人で特定事業再編計画について令2.4.1前に認定を受けた認定事業再編事業者であるもの同日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額のうち特定設備廃棄等欠損金額については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(18) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例 (措令39の26②二、改正措令附則1一、39)</p> <p>(措法67の3①、68の101①)</p>	<p>○ 本特例の対象となる売却の範囲に、農林水産大臣の認定を受けた地方卸売市場において行う肉用牛の売却が追加されました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>令2.6.21以後に地方卸売市場において行う肉用牛の売却について適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(19) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (旧措法68の102の2、旧措令39の28①、39の124、改正法附則106、改正措令附則40)</p> <p>(措令39の28①、改正措令附則40)</p> <p>(措法67の5①)</p>	<p>○ 対象法人について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 対象法人から連結法人が除外されました。</p> <p>ロ 対象となる事業者の範囲が常時使用する従業員の数が500人以下 (改正前：1,000人以下) の事業者とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1前に取得等をした少額減価償却資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>令2.4.1以後に取得等をする少額減価償却資産については適用し、同日前に取得等をした少額減価償却資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(20) 投資法人に係る課税の特例 (措令39の32の3⑫)</p>	<p>○ 再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、再生可能エネルギー発電設備の取得期限が令和5年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(21) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 (措法68の5)</p>	<p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>—</p>